

令和8年度の国民健康保険税率設定について

1. 令和8年度納付金算定（本係数）における各数値の状況

◎仮係数時点からの一人当たり納付金の変動状況

【兵庫県全体の状況】

- ・0.4%増（R7比較1.2%増）
- ・子ども分は9.7%増

【川西市の状況】

- ・0.4%増（R7比較2.9%増）
- ・子ども分は8.8%増

◎仮係数時点からの主な変動要因

- ・国から示される係数の置き換え
- ・被保険者数及び保険給付費の推計において直近実績を反映
- ・一人当たり給付費の増（診療報酬改定反映）
- ・概算後期支援金・概算介護納付金の増
- ・納付金抑制の財源として県基金等（60億円）を活用

【兵庫県全体の状況】	R8年度（本係数）①	R8年度（仮係数）②	伸び率①/②	R7年度③	伸び率①/③
一人当たり納付金	161,135 円	160,544 円	0.4%	159,279 円	1.2%
うち医療給付費分	110,375 円	110,318 円	0.1%	110,207 円	0.2%
後期高齢者支援金分	37,679 円	37,247 円	1.2%	36,493 円	3.2%
介護納付金分	38,238 円	37,900 円	0.9%	37,423 円	2.2%
一人当たり納付金(子ども分)	3,559 円	3,245 円	9.7%	- 円	-
被保険者数	894,620 人	894,964 人	-0.1%	915,978 人	-2.3%
保険給付費総額	3,588 億円	3,530 億円	1.6%	3,583 億円	0.1%
一人当たり保険給付費	401,009 円	394,376 円	1.7%	391,136 円	2.5%

【川西市の状況】	R8年度（本係数）①	R8年度（仮係数）②	伸び率①/②	R7年度③	伸び率①/③
一人当たり納付金	164,957 円	164,287 円	0.4%	160,271 円	2.9%
うち医療給付費分	112,246 円	112,025 円	0.2%	109,650 円	2.4%
後期高齢者支援金分	38,829 円	38,461 円	1.0%	37,432 円	3.7%
介護納付金分	38,739 円	38,458 円	0.7%	37,760 円	2.6%
一人当たり納付金(子ども分)	3,656 円	3,361 円	8.8%	- 円	-
被保険者数(県推計)	23,367 人	23,096 人	1.2%	24,194 人	-3.4%

*一人当たり納付金について、介護分は医療・後期分と対象被保険者数が異なるため、各項目の合計額とは一致しない。

【川西市の一人当たり納付金の推移】

一人当たり納付金額（子ども分除く）

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
一人当たり納付金額(円)	144,021	148,967	149,411	146,834	149,052	154,875	160,271	164,957
前年度比		3.3%	0.3%	-1.8%	1.5%	3.9%	3.5%	2.9%

2. 標準保険料率の推移と現行税率との比較

区分	標準保険料率等					現行税率②	R8と現行税率の差①-②
	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度①	R9年度(見込)		
医療分	所得割	6.96%	7.29%	7.43%	7.48%	7.78%	0.41pt
	均等割	30,154 円	31,020 円	32,098 円	32,512 円	34,140 円	3,512 円
	平等割	19,537 円	20,331 円	20,624 円	20,907 円	21,954 円	107 円
	課税限度額	650,000 円	650,000 円	660,000 円	670,000 円	-	20,000 円
後期支援金分	所得割	2.81%	3.01%	3.02%	3.11%	3.18%	0.35pt
	均等割	11,806 円	12,506 円	12,874 円	13,430 円	13,883 円	3,230 円
	平等割	7,649 円	8,197 円	8,272 円	8,636 円	8,928 円	636 円
	課税限度額	220,000 円	240,000 円	260,000 円	260,000 円	-	60,000 円
介護分	所得割	2.64%	2.71%	2.62%	2.74%	2.82%	0.05pt
	均等割	13,838 円	13,972 円	13,516 円	13,978 円	14,461 円	2,378 円
	平等割	6,754 円	6,999 円	6,639 円	6,960 円	7,200 円	960 円
	課税限度額	170,000 円	170,000 円	170,000 円	170,000 円	-	0 円
子ども分	所得割	-	-	-	0.29%	0.40%	-
	均等割(※1)	-	-	-	1,293 円	1,764 円	-
	18歳以上均等割(※2)	-	-	-	63 円	61 円	-
	平等割	-	-	-	823 円	1,124 円	-
課税限度額	-	-	-	30,000 円	-	-	

(※1)18歳未満被保険者は、子ども分の均等割額については全額軽減される。

(※2)軽減に要する費用は、「18歳以上被保険者均等割額」として賦課される。

3. 世帯構成別年間税額（例）

モデル世帯	想定収入(所得)	年間税額(こども分除く)			R5~8 負担軽減額(※)
		R8①(現行税率)	R9②(標準保険料率)	増加額②-①	
給与所得・単身世帯(40歳以上65歳未満)	98万円(43万円)	25,680 円	30,140 円	4,460 円	8,990 円
給与所得・単身世帯(40歳未満)	200万円(132万円)	155,480 円	176,430 円	20,950 円	34,380 円
給与所得・2人世帯(40歳以上65歳未満夫婦)	300万円(202万円)	335,460 円	382,120 円	46,660 円	86,810 円
給与所得・3人世帯(40歳以上65歳未満夫婦+6~18歳子ども1人)	500万円(356万円)	567,460 円	642,350 円	74,890 円	133,260 円
給与所得・4人世帯(40歳以上65歳未満夫婦+6~18歳子ども2人)	700万円(520万円)	811,990 円	915,740 円	103,750 円	181,380 円
年金所得・単身世帯(65歳以上夫婦)	153万円(43万円)	20,400 円	23,650 円	3,250 円	5,400 円
年金所得・2人世帯(65歳以上夫婦)	200万円(90万円)	99,790 円	114,930 円	15,140 円	27,350 円
年金所得・2人世帯(65歳以上夫婦)	700万円(527万円)	582,470 円	656,820 円	74,350 円	124,620 円

こども分年間税額(例)

給与所得・4人世帯(40歳以上65歳未満夫婦+6~18歳子ども2人)	700万円(520万円)	17,368 円	23,854 円	6,486 円
年金所得・単身世帯(65歳以上夫婦)	153万円(43万円)	1,059 円	1,432 円	373 円

(※)令和5年度から8年度までの間、標準保険料率を採用せずに税率と課税限度額を据え置くことによる影響額の合計。

4. 財政収支見込

科目	(千円)			備考
	R6実績	R7見込	R8見込	
国民健康保険税	2,668,266	2,593,143	2,504,165	被保険者数などの見込数値から試算。
使用料及び手数料	1,203	640	504	諸証明手数料及び督促手数料。R7.4からの督促手数料徴収廃止と滞納繰越分収納額の減少を反映。
国庫支出金	10,558	9,902	0	子ども・子育て支援金制度システム改修費など(その都度補助対象項目が示される)。
歳入	527,729	434,073	478,473	R8被保険者努力支援、県繰入金などは県が示した額。特定健診負担金は受診者見込数より推計。
財産収入	663	3,379	2,708	国民健康保険事業基金積立金利息。
繰入金	1,158,474	1,150,038	1,158,029	保険基金安定繰入金など。国保税と同様に被保険者数などの見込数値から試算。
繰越金	92,877	91,931	1	1 決算時点における翌年度繰越金。予算時点では見込まない。
諸収入	80,334	65,199	81,616	延滞金、雑入(第三者納付金、返納金)など。
歳入合計(A)	4,540,104	4,348,305	4,225,496	
総務費	299,828	309,918	348,348	国保事業運営のための事務費。財源は一般会計からの繰入金。
国民健康保険事業費納付金	3,950,397	3,877,593	3,939,981	R8は県が仮係数時点で示した額。
歳出	125,786	130,046	141,340	R8は被保険者数から見込んだ特定健診対象者数などから費用を算出。
基金積立金	43,637	42,951	2,708	R8は国民健康保険事業基金積立金利息分を計上。
諸支出金	75,666	88,814	52,869	保険税還付金や保険給付費等交付金償還金。
予備費	0	0	3,000	予算時点では予備費を見込む。
歳出合計(B)	4,495,314	4,449,322	4,488,246	
歳入歳出差引(A)-(B)	44,790	-101,017	-262,750	

基金残高見込

(千円)

	R6実績	R7見込	R8見込
基金積立金①	43,637	42,951	2,708
歳入歳出差引額②	44,790	-101,017	-262,750
基金残高(前年度基金残高+①+②)	1,146,114	1,088,048	828,006

5. 令和8年度の税率等について(答申の方向性)

- 令和8年度まで税率を据え置く場合、基金残高約11億5千万円のうち約3億2千万円を活用して被保険者の負担軽減が図られる見込み。
- 被保険者の負担に配慮しながら一定国民健康保険事業の安定的運営が可能であることから、令和4年度に決定した方針どおり、医療分・後期支援分・介護分の税率(課税限度額含む)は、令和8年度も据え置く。新たに加わる子ども・子育て支援納付金分の税率(課税限度額含む)は、県から示される標準保険料率に合わせる。ただし、均等割・18歳以上均等割・平等割の百円未満の端数については、県下で定める方針に沿って切り上げ、それぞれ1,300円・100円・900円とする。
- 令和9年度に税額が大幅に増額となる可能性があることから、被保険者に対して、税率を据え置いている状況や、令和9年度に税額が上がる見込みであることを引き続き丁寧に周知広報すること。また、令和9年度の税率等については、令和7年度決算及び令和9年度係数を確認したうえで、標準保険料率移行に向けて改めて協議する。
- 安定的な運営のために、引き続き国や県に財政支援の拡充を要望していくとともに、医療費適正化に向けてデータヘルス計画に基づいた保健事業を推進していくこと。